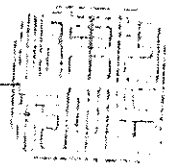


坂東市告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、岩井・境都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年10月28日

坂東市長 吉原 英一



1 都市計画の種類

道路（3・4・28 三番縄・赤木下線）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・28 三番縄・赤木下線

ア 追加する部分

坂東市 半谷 字三、字三番縄の各一部

沓掛 字遠神、字赤木の各一部

生子新田 字入沼の一部

3 縦覧場所

坂東市都市建設部都市整備課

岩井・境都市計画 道路の変更（坂東市決定）

都市計画道路に3・4・28号 三番縄・赤木下線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・28	三番縄・赤木下線	坂東市半谷字三番縄	坂東市生子新田字入沼	坂東市沓掛字遠神字赤木	約880m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

工業系市街地形成の計画が進められている半谷・富田地区と首都圏中央連絡自動車道（仮称）猿島岩井インターチェンジとのアクセス機能を強化するとともに、安全で円滑な交通処理を図るため、本案のとおり都市計画道路3・4・28号 三番縄・赤木下線を変更追加するものである。

岩井・境都市計画 道路の変更【坂東市決定】

【変更理由】

沓掛工業団地に隣接する半谷・富田地区において、新たな工業系市街地形成の計画が進められており、工業団地の操業に伴う将来交通需要の増加に対応する必要があることから、工業団地と(仮称)猿島岩井インターチェンジとのアクセス機能強化や当地区内及び周辺における円滑な交通処理を図るため、本案のとおり都市計画道路3・4・28号三番縄・赤木下線を変更追加するものである。

《同時決定案件》

【県決定】

区域区分の変更、工業団地造成事業の決定

【市決定】

用途地域の変更、公共下水道の変更

さんばんなわ・あこぎした
【市決定】3・4・28 三番縄・赤木下線(追加)

とうがみおいわけ
【県決定】3・5・9 遠神追分線
(幅員の変更、延長の変更)

3・4・10 沓掛橋・岩井線
(県道結城坂東線)

(仮称)猿島岩井
インターチェンジ

坂東市

常総市

道路変更概要(市決定)

凡例

3・4・28 三番縄・赤木下線	変更前	—	—	
	変更後	W=16m	L=約880m	2車線

	変更後(市決定)
	変更前(市決定)

道路変更概要(県決定)

3・5・9 遠神追分線	変更前	W=12m	L=約1,030m	
	変更後	W=14m	L=約1,220m	2車線

	変更後(県決定)
	変更前(県決定)